

令和3年8月26日（木曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

開会 13時01分

協議 13時01分

（委員長）

井川委員からワクチン接種のため欠席の届出が提出されているが、審査に間に合えば出席したいとの申出を受けているため報告する（審査中に出席）。

また、本委員会の所管事項の審査が進んできたことから、本日の審査事項の審査が終了後、主に百条調査権を行使した証人尋問等に関して、今後の進め方についても協議したい。

さらに、前回の委員会で作成したが、本委員会の運営等において助言をいただく弁護士として、兵庫県弁護士会姫路支部から推薦を受けて、赤松範夫弁護士と正式に契約を締結した。本日の委員会閉会后に時間を取って、簡単な意見交換等を行うこととするので承知されたい。

協議終了 13時02分

総務局 13時03分

報告事項説明

・白浜糸引八木地区対策協議会の実態把握と市との関わりに関する事

質問 13時08分

質問なし

質問終了 13時08分

総務局終了 13時08分

下水道局 13時09分

報告事項説明

・木場南第二排水ポンプ整備事業に関する事

質問 13時15分

（質問）

松岡議員から要望はあったが、八家川水系の特性や過去の被害等から本事業が必要であることは理解しているが、このようなポンプ場の整備は、もっと早く実施できなかったのか。

（答弁）

ポンプ場整備には巨額の財源が必要となるため、浸水被害が多いところを優先して整備している。八家川流域については、八家川流域浸水対策プラン（100mm/h安心プラン）を作成し、県と共同で集中的に事業を進めているが、大塩や広畑地区も優先的に整備している。

本ポンプ場については、今年度から基本設計を行い、規模や仕様等を確定した上で、必要な用地等について周辺地権者と交渉に入っていきたいと考えている。また、国の国土強靱化のための3か年緊急対策あるいは国土強靱化のための5か年加速化対策等の機会を活用して、しっかりと財源確保した上で、集中的に雨水・浸水対策を進めていきたいと考えている。

（要望）

議会も含めて地域住民に対し、しっかりと説明責任を果たした上で事業を進められたい。

（委員長）

本事案には令和3年度執行予定の事業も含まれているため適正に執行されたい。

質問終了 13時19分

下水道局終了 13時19分

建設局、産業局 13時20分

報告事項説明

・白浜市場線東ルート of 整備に関する事

質問 13時23分

（質問）

地元や議員の要望に関係なく、大規模施設の整備に伴い、必要に応じて道路を新設することは一般的にあり得ることである。東ルートの整備は中

止となったが、当局は西ルートの整備で十分であると判断したのか。

(答弁)

西ルートは国道250号やほかの道路のポテンシャルを十分満たす道路であると考えている。

東ルートについては、賑わい施設等もあり、東からのアクセスルートの要望もあったため、地元対策ということで検討したが、西ルートでその役割を果たせるものと考えている。

(質問)

東ルートは地元の要望を受けて整備する俗に言う請願道路であり、整備期限も含めて議員や自治会長が関与してはいけない。

新市場への進入路としては、西ルートが整備されている。東ルートは、新市場開設のための条件整備であったとしても、筋違いな要望であり、当局も新市場整備のためには何でもありという風潮になっていたため、法外な予算となっても整備しようとしたのではないのか。

我々議員は、当局は公示価格などを参考に用地買収交渉を行うものであると全幅の信頼を置いて任せているが、その絶対的なルール違反が今回の判断ミスにつながっていると思う。

要望を受けて対応しているが、私の地元では、請願道路は整備まで40年かかっており、いかに無理をしているのかが分かる。議員が無理強いすれば、このような結果になるのかとも思う。

(答弁)

市場移転に伴うアクセス道路の整備に関して、当局として認識すべきことは、西ルートは必要不可欠な道路であるが、東ルートは、あれば便利な道路に位置づけされるということである。

本事案においては、議会への説明不足がこの状況を招いており、当局として最も反省すべき点であると認識している。今後、市の大規模事業に伴って道路整備が必要となる際には、議会に対して丁寧な説明を行っていきたい。

(質問)

平成27年10月に、地元自治会からアクセス道路

の新設と周辺整備、浜手緑地公園の施設充実、市場管理者との定例会議の設置という3つの要望を受けてから、様々な要求を受け入れてしまっている。

定例会議は20回余り開催されているが、議事録を読むと、産業、建設の両局長がほぼ出席し、言われるがままの状況が続いている。最初から局長が出席すると要望を断ることができない。

執行部においても専門委員による検証が始まると思うが、今後、このような大規模事業を進めていく上でも、両局長からの総括が必要と思うがどうか。

(産業局長答弁)

局長が出席することで、当該事業に対する市の熱意を感じてもらい、事業に対する理解を深めてもらうというメリットもある。

地元との折衝に当たっては、協議すべき対象を見極めた上で、一方的に要望を受けるのではなく、柔軟に対応していきたい。

(建設局長答弁)

産業局長の答弁のとおり、局長が出席するメリットはあるが、公平公正に対応できていなかったのではないかということが最も重大な問題であると考えている。

ほかの地元説明会においても、挨拶のために局長が出席するケースはあるが、毎回出席するような会議はなく、その辺りのバランス感覚が欠けていた。

今後は、公平公正な観点から判断して行動していきたい。

(要望)

公務員は市民全体の奉仕者であり、公平公正な観点で、毅然とした対応を貫いてほしいと思う。

また、地元説明会等への局長の出席については、要所での出席は必要であると思うが、本事案については毎回両局長が出席している。局長が出席したことにより問題が生じたという短絡的な話ではないが、先ほどの答弁のとおり過去に例のないような対応であれば、反省すべき点は反省して総括

されたい。

質問終了 13時38分
建設局、産業局終了 13時38分

建設局 13時39分
報告事項説明

・白浜204号線植栽工事に関すること

質問 13時44分

(質問)

請負金額は幾らであったのか。

(答弁)

816万6,109円である。

(質問)

816万円余りの予算執行は、緑化推進事業費の20分の1以上を占める大きな事業である。95本ものタイサンボクが抜かれているが、一度に全てを植え替えた例はほかにもあるのか。

(答弁)

現在、令和2年度の決算準備を行っているが、緑化推進事業費の予算額は4,000万円程度であり、この規模の事業は実施していない。

(質問)

枯死などの特例を除いて、生木を全て抜いて新しい樹種に植え替えることは聞いたことがない。また、元々植えていたタイサンボクも地元で相談して植樹したものではないのか。

枝が邪魔であれば剪定すればよい。市役所周辺の街路樹も景観上どうかと思うほど枝を剪定している。

大木となり邪魔になっていたのであれば枝を強剪定すればよかった。

なぜ、白浜地区の一部だけ特別扱いするのか。

タイサンボクの後処理について、枯れていないものは、植え替えや園芸センターに保管するなどの処置をしたのか。平成25年度の事業であり、本工事の請負業者に確認したのか。

これだけ大規模な事業なので、廃棄したか、指示を受けて保管したかなどはよく覚えているのではないか。

(答弁)

早急に確認したい。

(質問)

タイサンボクは写真を見る限り、街路樹としては妥当な大きさである。

要望を受けて、即座に対応すべき事案であったかどうか内部でもっと協議する必要があった。

街路樹に関する要望は各地域からたくさんある。なぜ、この路線だけ、このような極端なことがまかり通るのか。資料における前回の委員会の質問に対する回答を読むと、何も問題がなかったというように書いているが、なぜ、問題があると認識できないのか。

(答弁)

樹種の選定については議員の関与がないことを説明したものである。

この規模の植え替え工事を、なぜ単年度で実施したのか、また、生木であったタイサンボクの処理や発注の経緯について検証を行い、次回の委員会で報告したい。

(質問)

8月3日の資料に地元の同意書が添付されていたが、伐採を希望する場合は直接被害を受けている近隣住民が住所、氏名を署名して、自治会長から要望書を提出してもらうのが一般的である。この要望書には近隣住民の署名がないのか。

(答弁)

近隣住民の氏名等は本同意書に記載されているが、個人情報に該当するため、本委員会の資料として提出するに当たり、白塗りで消している。

(質問)

要望書の裏に松岡議員の名刺が添付されており、同議員の関与は明らかである。我々議員もいろいろなところから要望を聞くが、経験則から本事案の対応が異常であると認識している。精査されたい。

(答弁)

指摘については聞き取りを行い、次回の委員会で報告したい。

質問終了 14時00分

建設局終了 14時00分

教育委員会、都市局 14時01分

報告事項説明

・白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入に関する事

質問 14時02分

質問なし

質問終了 14時02分

報告事項説明

・平成30年度糸引小学校東門西側校庭整備工事に関する事

質問 14時05分

(質問)

決算額が予算額を超えた場合の対応として、本事案では「公平性を欠く」という表現があるが、先ほどの白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入事案ではなかった。そちらの資料においても、この表現を盛り込まれたい。

(答弁)

思いとしては同じであるので、指摘のとおり対応したい。

質問終了 14時07分

報告事項説明

・令和元年度白浜小学校運動場北側防球ネット設置工事に関する事

質問 14時07分

質問なし

質問終了 14時08分

報告事項説明

・姫路市立白浜公民館ロビー等改修工事に関する事

質問 14時17分

(質問)

前回の資料で、当時の産業局長から生涯学習課長に対して、「談話室増設要望の件、内海副市長と相談。副市長からは市場関係の要望については積極的に対応するように指示があった。」とある。

白浜への市場移転を盾とした要望の一つとして、公民館の談話室増設もあったのではないのか。

また、当時の生涯学習課長から、松岡議員の声が大きいことに慣れており、威圧的とは思わなかったという旨の聞き取りをしているようであるが、松岡議員と当時の産業局長や前副市長とのやり取りの記録がないため、脅迫に該当するかどうかの判断はできないと思う。その辺りの見解を説明されたい。

(答弁)

高馬前副市長(当時の産業局長)には接触していないが、内海元副市長からは「記憶にない。」と聞いている。

(意見)

記憶がない、証拠となるものがないという理由で不当要求とは言えないと判断しているかもしれないが、納得し難い。

(意見)

不当要求行為に該当するかどうかは、条例に基づき判断しなければいけない。ただし、不当要求行為として認定されなくとも不適切な要望活動を行い、それに対して当局が不適切な対応をしてしまったという事実は間違いなく存在する。不当要求行為と認定されなかったから問題がないというわけではない。

(質問)

不当要求行為に該当するかどうかは問題ではない。なぜ、通常行わない改修を実施したのか、その理由を明らかにすることが一番大事であると思う。

市場移転の配慮から当時の副市長から指示があったのかもしれないが、別目的の枠予算から無理矢理予算措置を行い対応したことは事実である。

その原因をしっかりと分かるように説明してもらえなければ真相は究明できない。

(答弁)

教育委員会の最終的な意思決定は、当時の中杉教育長が行ったが、中杉元教育長にも今回の件については聞き取りができていない。そのため、ど

のような判断により最終決定を行ったか分からないが、当時の生涯学習課長の記録等から、産業局長や副市長の意向を受けて、無理な対応をしたものと認識している。

(質問)

教育委員会委員からも止める者はいなかったのかと指摘を受けているが、そこが一番の問題だ。その体制づくりが今もできていないのであれば、現在進行形で同様のことが行われているのではないのか。

なぜ松岡議員の要望を止められなかったのか、また、止める者がいなかったのか、そこをしっかりと検証されたい。

(答弁)

今回いろいろな形で、松岡議員から要望があったが、公平性に欠け、市民の信頼を損ねるような対応を行ったことは、教育委員会として反省しなければならぬと考えている。

また、先ほどの指摘については、教育委員会委員からも何らかの基準を設けるべきであるとの指摘を受けている。

また、前回の委員会でも指摘を受けたが、学校に関する基本窓口である学校長からの要望等を受け止め、公平性の確保という観点から、優先順位、あるいは緊急性や必要性を教育委員会がしっかりと吟味し、予算がない場合には、必要な予算を次年度に要求していかなくてはならないと考えている。

しかしながら、これまでは教育委員会だけで判断していたところがあるため、特に当初予算を上回っていくような場合、あるいは今回のように緊急性や全く予算がないが対応しなければならないような場合には、財政局をはじめ他部局の意見も参考にし、文教・子育て委員会からも意見をいただく必要があると考えている。

いずれにしても、今回のような不適切で公平性に欠けた対応が二度と起こらないよう取り組んでいきたい。

(質問)

前教育次長等からもしっかりと聞き取りを行い検証し、結果を報告されたい。

(答弁)

聞き取りを行い、次回の委員会で報告したい。

(意見)

教育委員会は行政委員会であり、独立している。直接の決裁権のない市長や副市長が政治的に圧力をかけてルールを曲げさせるようなことがあれば、それは断固として認められない。

市長等からの介入を防ぐためには、先ほど教育長から答弁があったとおり、教育委員会のルールを徹底する、あるいは現行の決裁規程を見直すほか、大きくルールを逸脱する場合は、教育委員会に諮り、許可が必要とするというような体制づくりやルール化が必要であると思う。

そうすれば、市長等から要望があっても教育委員会の合議が必要であることを理由に、投げ返すことができる。

説明や答弁を聞いていると、本事案については副市長の介入が疑われるが、今後、指示を行った副市長等の責任問題に発展する可能性もあるため責任の所在をもう少し明確化したほうがよいと思う。

(要望)

白浜小学校相撲場の件でも前教育長や教育次長が、松岡議員に対してどうすればよいのかを副市長に聞きに行っていること自体が組織として恥ずかしい。しっかりと検証されたい。

質問終了

14時31分

教育委員会、都市局終了

14時31分

協議

14時32分

(委員長)

引き続き今後の委員会の進め方について協議を行いたい。正副委員長で協議を行い、私案を作成しているので配付したい。事務局。

[資料配付]

(委員長)

協議内容は、大別して「追加の百条調査権の対象事件」と「証人尋問について」となる。

まずは、「追加の百条調査権の対象事件」について、事務局に説明させることとする。事務局。

[事務局より資料説明]

(委員長)

白浜西山公園については、当局において不当要求行為として認定すべきかどうか検討中であるが、追加すべき対象事件について、意見があれば発言されたい。

(委員)

不当要求行為と認定されたのは3件だけか。

(委員)

前回の百条委員会時に認定された事案も含めると5件である。

(委員長)

所管事項だけでも25件に膨れ上がっている。百条調査権の対象事件は絞るべきであると考えているかどうか。

(委員)

委員長私案でよいと思う。

(委員長)

白浜西山公園については、当局の動きを見てとなるが、私案どおりでよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

追加する対象事件について事務局確認を。

[事務局確認]

(委員長)

続いて百条調査権の行使(証人尋問)について、事務局に説明させる。事務局。

[事務局説明]

(委員長)

1項目ごとに協議したい。質問内容に対する通告制について、意見があれば発言されたい。

(委員)

前回の百条委員会では、委員の質問内容について、弁護士による事前確認はなかったはずである。言論の府である議会の議員が弁護士に事前チェックをしてもらって質問するというのはいかなるものかと思う。

各委員がしっかりと勉強し、質問内容が対象事件から逸脱すれば委員長が止めればよい。事前に確認してもらいたい委員だけが、弁護士にお願いすればよいのではないか。

(委員)

通告制の採用について、委員長としてどのような思いがあるのか。

(委員長)

前回の百条委員会と異なり、対象者も本委員会での質問に対して、かなり厳しい姿勢で臨むものと考えている。そのため本委員会が提訴される可能性もあり通告制の採用を提案した。

(委員)

提訴された場合の被告人は、委員長が対象となると思う。

各委員が対象事件から逸脱する質問をすれば委員長が止めればよい。また、その制止を聞かなければ懲罰の対象にもなり得ると思う。どうしても心配な委員は、弁護士に事前確認を依頼したり参考意見を聞くことはよいと思うが、事前通告制で内容をチェックしてもらうことは好ましくない。

(委員)

通告制とする場合、様式はあるのか。

(委員長)

特にルールはない。

(副委員長)

先ほど委員長からも発言があったが、本委員会の所管事項は25件まで増えて議論を重ねている。そのため、我々には多くの情報が入っているが、

再質問の際に百条調査権が付与されていないことまで質問する懸念はある。

また、現在、市長が訴えられているが、そのような法定闘争に巻き込まれないためにも通告制を提案させてもらった。

(委員)

前回の百条委員会でもどのような形で質問をすべきか手探り状態であった。質問に際して注意すべきガイドライン的なものはないのか。

(委員)

前回の百条委員会で配付されている。

(委員長)

いろいろな情報が入り過ぎて混合してしまうおそれもあるため心配はある。

(委員)

「質問内容が対象事件の範囲から逸脱していないかどうかの確認を弁護士に依頼する。」とまで記載されているため賛成できない。弁護士に事前確認となれば質問権を弁護士に委ねてしまうことになる。議会の権威の問題もある。希望者は弁護士に意見を求めることはよいと思うが、その程度に抑えてほしい。

(委員)

助言を受けたい委員は、助言を受けられる程度にしてはどうか。

(委員長)

各委員の提案のとおり通告制ではなく、希望者は弁護士に確認してもらおうということにしたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

証人尋問の対象者は必要最小限にしたいということについてはどうか。

(委員)

証人尋問の対象はどうするのか。

(委員)

9月27日の委員会で、委員長の共通質問が提供される予定であるので、対象者（案）も発表しても

らったらどうか。そこから協議すればよいと思う。

(委員長)

質問者は必要最小限とし、対象者（案）を次回の委員会で提案することでよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

証人尋問の開催日についてはどうか。また、通告制は採用しないが弁護士への相談の締切日も設けるべきか。事務局。

(事務局)

通告制は採用しないことは先ほど決定したが、弁護士の検討時間も必要であり締切期限は必要であると思う。委員長私案のとおり締切日は10月5日でお願いしたいと思う。

(委員)

それぐらいでよいと思う。

(委員長)

開催日については、対象者の都合もあるため10月の第4週（18～22日）の間としたいがどうか。

(委員)

この週はみんな空けておくことにしておけばよいと思う。

(事務局)

対象事件が増えた場合と証人尋問の対象者数も未定であるため、証人尋問の日数が2日となることも想定しておいてほしい。

(委員長)

対象者の都合もあるため開催日は確定できないが、10月の第4週に行うことでよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

次に補助者の認定についてはどうか。

(委員)

今回は認めてもよいと思う。

(委員)

補助者である弁護士が松岡議員の代わりに答弁するのか。

(委員)
それはできない。

(委員長)
補助者については認めることでよいか。

(委員)
異議なし。

(委員長)
メモの持参についてはどうか。認めることとしてもよいか。

(委員)
異議なし。

(委員長)
質問の持ち時間について、意見があれば発言されたい。

(委員)
委員長の共通質問は、前回の百条委員会同様、別であると捉えればよいか。

(委員長)
そのとおりである。

(委員)
今回は入札妨害で刑事事件に発展する可能性があるため、できるだけ委員長のほうでしっかりとした質問を作成して、他の委員が質問しなくてもよいぐらいにしておいてほしい。

(委員)
質問順番は大会派順か。

(委員長)
前回の百条委員会同様、大会派順としたい。

(委員)
同じ人が複数の事件に関係して出席を求められると思うが、持ち時間は全事案含めてとなるのか。

(委員)
前回の百条委員会では案件ごとでの持ち時間だったと思う。

(委員長)
案件ごとでの持ち時間制と認識している。

(委員)
当日の座席であるが、議運のように会派ごとに並べてほしいと思うがどうか。

(委員)
別に問題ないと思う。

(委員長)
事務局どうか。

(事務局)
特に制約はないので、委員会で諮り決定してもらえればよいと思う。

(委員長)
座席案を作成して、次回の委員会で諮ることとしたい。

次に証人尋問時の撮影についてであるが、私案のとおりでよいか。

(委員)
異議なし。

(委員長)
最後に委員会記録であるが、証人尋問については前回同様全文筆記としたいと思うがどうか。

(委員)
異議なし。

(委員長)
事務局確認を。

[事務局確認]

(委員長)
続いて、次回の委員会の開催日であるが、9月27日に開催することとする。また、審査内容は「3地区における工事等に係る相手方の選定に関すること」について、監査報告が出るため、それを元に審査することとし、代表監査委員の出席を求めたいと思うがどうか。

(委員)
異議なし。

(委員長)
それでは、代表監査委員の出席を求めることとする。

次に「新恋の浜橋の新設と蛸橋の改修整備に関すること」についてであるが、以前の審査で佐野副市長の出席を求めて、説明を受けたいとの要望

があった。

当該事案に絞って9月27日に出席を求めたいと思うがどうか。

(委員)

なぜ、佐野副市長の出席を求めることになったのか。

(委員)

同事業については、予算上の目を超えて支出している。当時の建設局長である佐野副市長の判断によるため、その理由を確認するためである。

(委員)

佐野副市長は証人尋問の対象にもなると思うが、出席を求めればよいと思う。

(委員長)

佐野副市長の出席を求めることとしたい。ただし、「新恋の浜橋の新設と蛸橋の改修整備に関する事案」についての質疑応答を受けるため出席を求めるので、当該事案を超えて質問しないよう留意されたい。

(事務局)

本日の審査でも2事案が継続審査となっている。併せて審査していただければ思う。

(委員)

次回までに執行部が回答を出せるのであれば、審査を行えばよいと思う。

(委員長)

継続審査となった事案についても審査を行うこととする。本日の委員会はこれで終了するが、この後、赤松弁護士と簡単な意見交換を行うこととする。

閉会

15時07分